平成２１年（フ）第７０号
三重県伊賀市服部町２丁目66番地１
破産者　株式会社アナハイム
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成１９年（フ）第５４１２号
大阪市中央区谷町２丁目８番１号大手前Ｍ２ビル５階大久保経営事務所内
破産者　株式会社やまと食品
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第９１９３号
大阪府寝屋川市堀溝２丁目16番28号
破産者　有限会社大和ブロイラー
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７８９号
大阪市北区天満１丁目６番８号
破産者　日本プロステード株式会社
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９２１号
大阪府豊中市長興寺北３丁目13番22号
破産者　株式会社的場ネット工業
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３４０号
大阪府守口市大庭町１丁目２番２号
破産者　観東電機工業株式会社
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１９２５号
堺市西区上野芝町３丁４番１号
破産者　株式会社アールエス
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１９６０号
広島県廿日市市宮内字西畑口3493番地、商業登記簿上の本店所在地広島県廿日市市峠245番地44
破産者　株式会社太陽物流
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１９７１号
広島県廿日市市宮内字西畑口3493番地、商業登記簿上の本店所在地広島県廿日市市峠245番地44
破産者　株式会社ホライズン
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第１３１号
大分県日田市大字庄手字宮向815番地の１
破産者　株式会社中央生コンクリート
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第７４６号
北海道北広島市共栄町１丁目９番地３
破産者　ハッピイジャパン株式会社
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２８１号
茨城県桜川市本木1962番地の７
破産者　新星建設株式会社
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第６３８号
東京都港区南青山１丁目19―10、住民票上の住所大分県別府市上原町５―25
破産者　朝堂院大覚こと　松浦　良右
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６８０号
東京都羽村市双葉町３丁目９番33号ビングスフジ106
破産者　能勢　秀孝
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１９６号
横浜市保土ケ谷区天王町１丁目４番９号
破産者　有限会社フオートヨコハマ
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５０６号
横浜市保土ケ谷区藤塚町13番78号
破産者　株式会社ケイ・デイ・ケイ
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１８年（フ）第１５８号
富山県射水市作道693番地
破産者　株式会社ヤマダテクノ
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１４号
福井市新田塚２丁目21番21号
破産者　サトウ商事有限会社
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
福井県鯖江市丸山町４丁目８番22号
破産者　有限会社トライクラフト
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第９５号
山梨県甲州市塩山上塩後399番地の９
破産者　株式会社マツキ
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第４５号
三重県北牟婁郡紀北町海山区船津2496番地、開始決定時の住所三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島2400番地１
破産者　東　　宣利
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２０年（フ）第６９４号
京都府京都市南区唐橋堂ノ前町49番地ノ１、登記簿上の所在地東京都港区芝公園３丁目４番30号32芝公園ビル４Ｆ
破産者　株式会社井六園ワールド
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係